

令和2年4月21日

新型コロナウイルス感染拡大防止対策について（ご紹介）

きね川福祉作業所は、現在、東京都から使用制限等（使用停止、休業、規模縮小）は出ていないことを前提に、葛飾区からの命令がない限り、現段階では自主的休業はいたしません。ただ、緊急事態宣言が出ている期間は、利用者が自宅で過ごすことができる場合は、登所自粛を協力していただいています。

また、登所しているご利用者には、いつもより、作業開始を1時間遅らせて、朝のラッシュ時を避けて交通機関を利用してもらっています。なお、職員の時差出勤や自家用車通勤など、状況が許す限り協力して実施しています。職員には、工作中は、マスクの着用を義務づけています。利用者にも着用を勧めています。

なお、具体的な対策の一部を下記の通り紹介します。

記

- 職員、利用者も毎朝検温をして記録に残しています。37.5度以上あるの方、体調が優れない方は、施設長に報告の上、登所、出勤はしません。
- 手指のアルコール消毒液を玄関に置き、職員、利用者、外来者に入室前に、消毒を励行しています。
- 外部からの訪問者については、可能な限り、玄関先や部材搬出入プラットフォームで用事をすませていただき、作業室等に立ち入る場合は、必ず検温をしていただき、37.5度以上の方は入所を遠慮していただいています。
- 給食は、フロア毎に時間をずらし、かつ対面での食事を避け距離を3m程度おいて着座し提供しています。
- ドアノブや手すり、照明スイッチなど多くの方が触れる所は頻繁に消毒をしています。また、作業室は1日に3回以上換気をしています
- 作業活動の着席位置は可能な限り距離を置き、パーティションを設置するなど工夫しています。
- 利用者の石けん液を利用した手洗い支援を実施しています。
- 利用者の全員が集まるミーティングや行事は中止し、フロアごとに着席位置を離して実施しています。
- 登所自粛に協力してもらっている利用者には、同意のある方に在宅プログラムを検討し、電話等による在宅支援を早急に行う予定です。
- その他、利用者には、手洗い、咳エチケット、不要な外出の自粛など、説明や掲示で注意を喚起しています。